

後期分授業料特別免除申請のしおり

在学生用

鳴門教育大学
学生課学生係

I. 対象者

教育公務員特例法第26条の規定による**大学院修学休業制度**及び**教員採用候補者名簿登載期間延長制度**を利用して修学する者

II. 申請手続

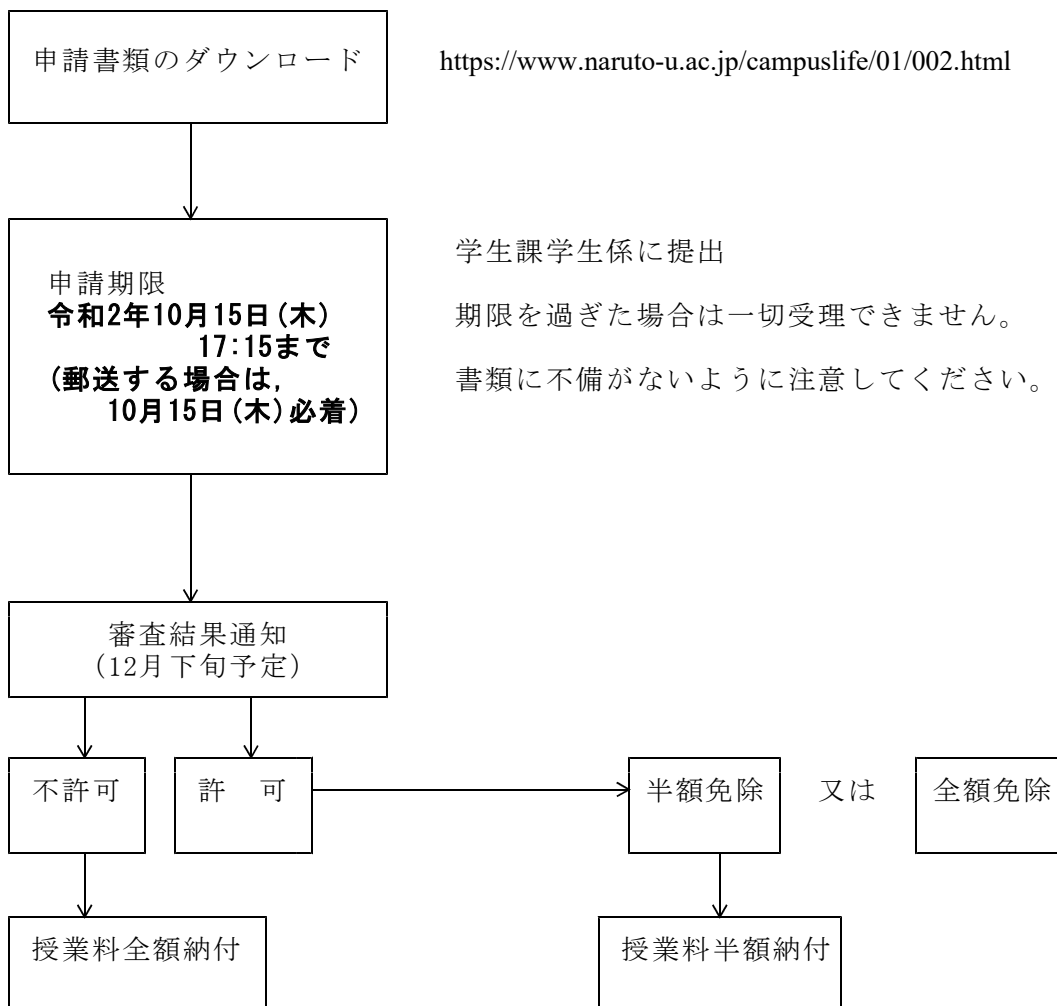
- (1) 申請方法 原則として、学生課学生係へ本人が持参すること。
受付時間は、午前8時30分から17時15分までとします。
(土日祝日は除く)
ただし、新型コロナウイルスの感染防止等のやむを得ない理由により直接持参ができない場合は、郵便(特定記録もしくは簡易書留)による提出を認めます。**特定記録もしくは簡易書留によらず発送した場合において、申請書類が学生課に届かない場合には、提出が無かったものと見なします。**発送の際、郵便局で受け取った**受領証は必ず保管**しておいてください。
- (2) 提出期間 **令和2年10月15日(木)17時15分まで(厳守)**
郵送の場合は、10月15日(木)必着
期限を過ぎた場合は一切受理できません。
- (3) 結果通知 学生掲示板にて周知し、学生課の窓口で通知書を交付します。
(12月下旬予定)
- (4) 注意事項 授業料免除申請者(又は授業料免除申請をしようとする者)は、**結果が判明するまでは授業料を納付しないでください。**
納付してしまった場合には、授業料免除の資格を喪失しますので注意してください。
※授業料免除申請者は、授業料口座振替申込書を提出していても10月、11月の引落は行いません。
- (5) その他
- 提出書類の内容等について各申請者に確認や質問をする時は、各人の学内メールアドレス(学籍番号@naruto-u.ac.jp)又は携帯電話へ連絡をしますので注意しておいてください。088-687-6000の電話番号から着信があった場合、大学のいずれかの部署からの電話ですので、電話に出られないときは折り返し連絡をください。
 - 申請書類に関して分からないことがあれば、学生課学生係に問い合わせてください。
(電話 088-687-6119 E-mail kousei@naruto-u.ac.jp)

Ⅲ. 提出書類及び注意事項

(R 2 後期)

- (1) 授業料特別免除申請書
- (2) 当該申請者の任命権者等が大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して本学で修学することを許可する書類
(具体的には、教育委員会が発行した大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登録期間延長制度を利用する旨を記載した辞令等の写し)
- (3) 適用条令の写し
- (4) 封筒(長形3号, 表面に自分の所属・学籍番号・氏名を記入したもの)

授業料特別免除（後期分）のフローチャート



※免除申請の結果が不許可又は半額免除になった者は、通知後速やかに授業料を納付してください。

提出書類により取得した個人情報、授業料免除者選考の事務手続きのために利用し、その他の目的には利用されません。

授業料特別免除申請書

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

下記により授業料免除を受けたいので、許可くださるよう

関係書類を添え、申請します。

記

1. 令和2年度 後期分
2. 免除を受けたい理由（詳細に記入のこと。）

(注) 氏名は、必ず本人が自署すること

備考 規格は、A4とする